

第3章 第2期自殺対策計画の考え方

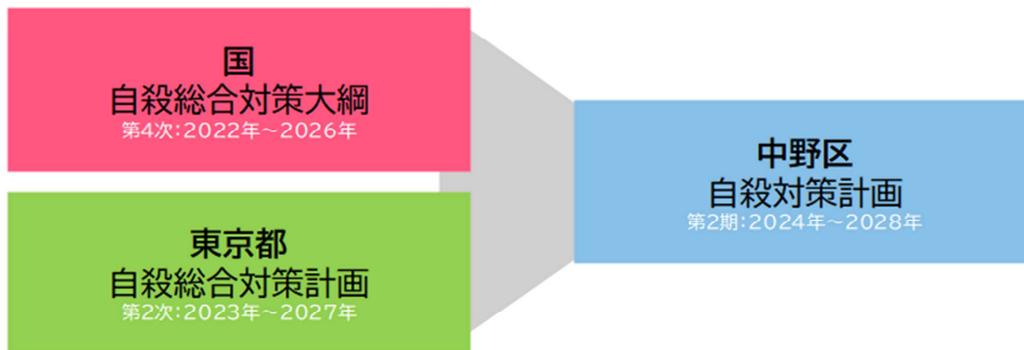
1 計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

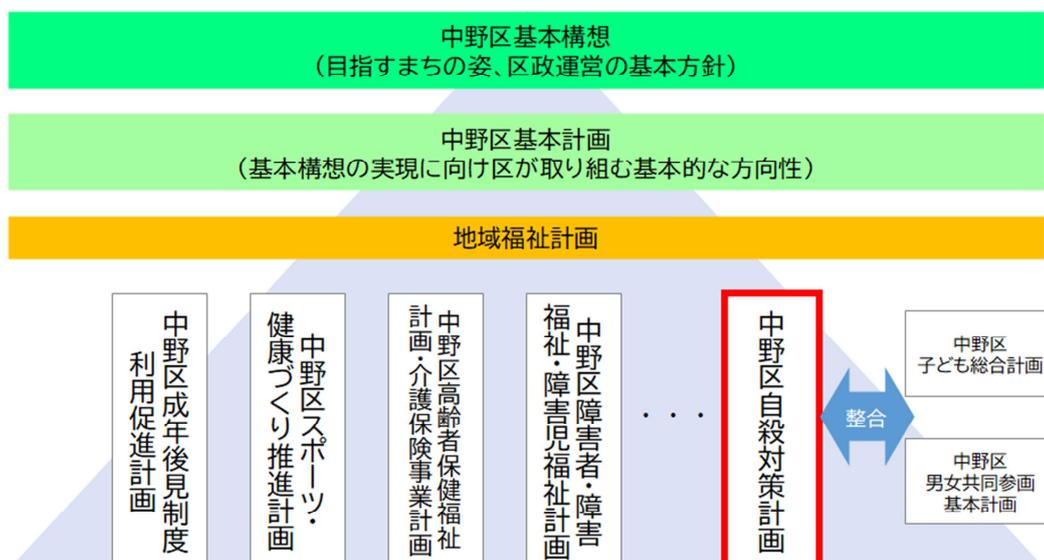
自殺は突発的な行為ではなく、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神疾患等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があると言われています。自殺を他人事ではなく、自分や自分の家族や身近な人にも関係あることとして捉え、誰もが自殺に追い込まれることがないような社会の醸成を目指し、区を取り組みを推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」、東京都の都道府県自殺対策計画にあたる「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」、および地域の実情を踏まえ、「自殺対策基本法第13条2項」に基づく、「市町村自殺対策計画」として策定されています。



また中野区においては、「中野区基本計画」を基軸に、福祉分野の上位計画となる「中野区地域福祉計画」、その下に位置する「中野区障害者・障害福祉・障害児福祉計画」「中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等、またそれ以外の「中野区子ども総合計画」、「中野区男女共同参画基本計画」等の自殺対策と関連する個別計画との整合性を図りながら計画を推進します。



3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間

本計画は「中野区自殺対策計画」の第2期計画として策定されています。第1期計画から引き続いて、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間で計画期間とします。

4 計画の数値目標

成果指標	基準値	目標値	
	平成27年（2015年）	令和8年（2026年） 自殺総合対策大綱に沿った目標	令和10年（2028年） 当該計画終期
自殺死亡率 （人口10万人対）	20.5	14.4	14.4以下

30%減少

自殺死亡率（人口10万人対）の推移	平成28年 （2016年）	平成29年 （2017年）	平成30年 （2018年）	平成31年 （2019年）	令和2年 （2020年）	令和3年 （2021年）	令和4年 （2022年）
	22.1	16.9	17.0	10.6	21.5	17.6	13.9

数値（基準値・現状値）出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
A7表（市町村・自殺日・住居地）

「大綱」で掲げられている、「令和8年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」という数値目標に合わせ、中野区においても、平成27年（2015年）の自殺死亡率（10万人対）を基準値として、令和8年（2026年）までに30%以上減少させ、14.4以下とすることを目標とします。目標値達成後、計画期間である令和10年（2028年）まで引き続きの減少を目指し、国の新たな目標が示され次第、区の新たな目標を設定します。

5 自殺対策の推進体制

(1) 中野区自殺対策審議会

中野区の自殺対策について総合的かつ効率的な推進を図るため、中野区自殺対策審議会条例に基づき設置している区長の附属機関です。区長の諮問に応じ、市町村自殺対策計画の策定及び変更に関する事項、自殺対策に係る施策の推進に関し必要な事項について審議し、答申します。学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、関係行政機関の職員等から区長が委嘱した委員から構成されます。

(2) (仮称)中野区自殺対策計画推進会議

計画に掲載されている事業を所管する関係各課の課長等を構成員とする庁内の会議体です。中野区自殺対策計画に沿って事業を推進し、事業の評価、及び成果指標の達成状況の確認を行います。

(3) 自殺対策の推進体制

中野区自殺対策審議会にて検討された自殺対策施策推進に必要な事項について、「(仮称)中野区自殺対策計画推進会議」へ還元し、状況に合わせた事業の改善、拡充、再構築等を行うことで、更なる自殺対策の推進を目指します。

